

自動車事故が発生したとき！！

事故現場での応急処置

(1) まず、ケガ人の救護を！！

- ①ケガ人を安全な場所まで移動する。
ケガの状態から移動が出来ないときは、他の車などからの保護措置をしましょう。
- ②救急車の要請、医師への急報
呼吸ができるような応急措置も必要です。
- ③付近の人に救護の依頼をする。

(2) 危険回避の措置をする

- ①後続車への合図
非常危険表示板及び警告灯等で合図し、発生事故を知らせる。
- ②事故車両を安全な場所へ移動する。
付近の空き地などに事故車を移動して後発事故を防ぐ。

(3) 警察への事故届け出を行う

- ①事故の住所を正確に警察へ報告
- ②目撃者の住所氏名・相手の住所氏名・相手の車両番号・修理工場などをメモ
- ③運転者以外のケガ人は？（診断書を警察に届ける）



(4) 自動車共済への事故通知

- ①事故の実況検分が終了後、「自動車共済事故受付」に電話連絡を！
(各、自動車共済協同組合に事故受付があります)
- ②その場で全額賠償を約束するのは避けましょう。



●ほとんどの事故は相手側にも過失があります。特に信号のない交差点の出会い頭の事故の場合などは、相手側の過失が考えられます。その場での示談は避けて自動車共済の担当者と打合せてください。

★ 事故処理等で不明な点がありましたら、ご遠慮なく共済会へご連絡ください。

フリーダイヤル:0120-160-625

